

第22 連結送水管

I 外観検査

1 送水口

- (1) 消防ポンプ自動車が容易に接近できる位置に設けてあること。
- (2) 各種標識等が見やすい箇所に設けられていること。

2 放水口

- (1) 階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する部分から概ね5 m以内の場所で消防隊が有効に消火活動を行うことができる場所に設けてあること。
- (2) 11階以上の階にある放水口は双口形であること。
- (3) 各種標識等が見やすい箇所に設けられていること。

3 放水用器具

ホース及び筒先は所定数以上が、放水口からの歩行距離が5 m以内で、消防隊が有効に消火活動できる位置に設けてあること。

4 加圧送水装置

- (1) 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害をうけるおそれが少ない箇所に設けてあること。
- (2) 付属装置が適正に設けられていること。
- (3) 地震による震動等に耐えるための有効な措置が講じてあること。
- (4) 認定品は銘板に表示されている機器の組み合わせが適正であること。

5 起動装置

直接操作できる起動装置が制御盤に、遠隔操作できる起動装置が送水口に設けてあること。

なお、総合操作盤が設けてある場合には、当該総合操作盤にも設けてあること。

6 連絡装置

送水口、加圧送水装置の直近及び防災センター等に当該箇所相互に連絡できる連絡装置が設けてあること。

7 電動機の制御盤

屋内消火栓設備Ⅰ、Ⅳに準じたものであること。

8 配管等

- (1) 材質、口径等は適正であること。
- (2) 止水弁、逆止弁等は点検に便利な位置にあり、開閉状態が適正であること。

9 電源等

屋内消火栓設備に準じたものであること。

10 総合操作盤

屋内消火栓設備に準じたものであること。

II 性能検査

1 絶縁抵抗試験

屋内消火栓設備に準じたものであること。

2 制御盤検査

屋内消火栓設備に準じたものであること。

3 送水検査

(1) 方法

ア 加圧送水装置を付置したもの

加圧送水装置により加圧される部分のうち、放水圧力が最も低くなると予想される放水口について次のいずれかの方法により加圧送水装置を消防ポンプ自動車と同時に作動させることにより行う。

(ア) 流水検知装置等の作動による自動起動

(イ) 中央管理室等からの遠隔起動

イ 加圧送水装置を用いないもの

放水圧力の最も低くなると予想される放水口に消防ポンプ自動車から設計送水圧力で送水する。

(2) 合否の判定

ア いずれの場合にあっても（加圧送水装置を付置したものにあっては、当該装置が確実に作動し）筒先圧力が **0.6Mpa** 以上であること。

なお、放水圧力が **1.0Mpa** に指定されているものは、フォグガンの一次側圧力が **1.0Mpa** 以上であること。

イ 圧力降下、漏水、変形等の異常がないこと。

4 起動装置検査

(1) 方法

防災センター及び送水口からの遠隔操作により加圧送水装置を作動させた後、制御盤での直接操作により加圧送水装置の作動を停止させる。

(2) 合否の判定

いずれの場合にあっても加圧送水装置が確実に起動、停止すること。

5 加圧送水装置検査

屋内消火栓設備Ⅱ. 5 [(1). ア、イ及びエ. (ア) 並びに (2). ア、イ及びエ (ア) を除く。] に準じたものであること。

6 連絡装置検査

(1) 方法

連絡装置相互間で通話する。

(2) 合否の判定

それぞれの場所で相互に通話できるものであること。

7 総合操作盤

屋内消火栓設備Ⅱ. 6 に準じたものであること。